

平成23年12月1日

## 疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	北建第228号・豊栄1-635号線交差点改良工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>① 施工第0047号内訳表にある電動式バイブロンマ杭打機運転の内訳にあるクレーン16t吊の運転時間当り損料は新潟市の機械損料表(C)欄より5,530円、またバイブロンマ15Kwは同様に2,330円を採用すると、時間当りのバイブロンマ杭打機運転費は10,950円となり、軽量鋼矢板引抜工の1枚当たりの単価は2,292円としましたがよろしいでしょうか。</p> <p>② 施工第0080号、0081号内訳表の仮設材運搬費は冬期割増有りの条件より基本運賃の20%割増となり、1t当たりの片道運搬費は2,484円としましたがよろしいでしょうか。</p>	
回 答	
<p>① バイブロンマ15Kwの運転時間当り損料は機械損料表(C)欄の金額を計上しておりますが、クレーン16t吊の運転時間当り損料は、新潟市積算基準に基づき、供用日当たり運転時間をバイブロンマ15Kwと同一としているため、機械損料表(C)欄の金額は採用しておりません。</p> <p>② 施工第0080号、0081号内訳表の仮設材運搬費は、冬季割増有として、新潟市土木工事等設計単価表における「基本運賃（仮設材運搬）製品長12m以内 運搬距離10kmまで」の単価に2割の冬季割増を行って計上しています。</p>	